

令和4年5月27日(金)

第158回 市町村職員を対象とするセミナー
「第二期成年後見利用促進基本計画における市町村・都道府県の役割・取組
～計画を具体的に理解するための実践報告と解説～」

**重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進
に係る取組の連携について**

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 地域共生社会とは？
- 重層的支援体制整備事業の概要
- 成年後見利用促進に係る取組との連携

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

⇒ 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



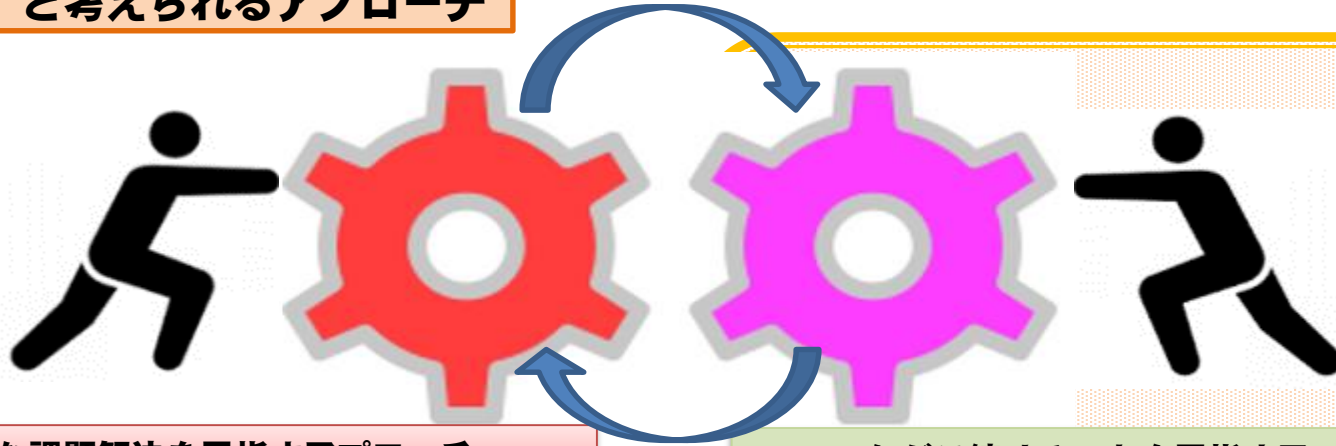
交通



- 地域共生社会とは？
- 重層的支援体制整備事業の概要
- 成年後見利用促進に係る取組との連携

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
 - ・ 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
 - ・ 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

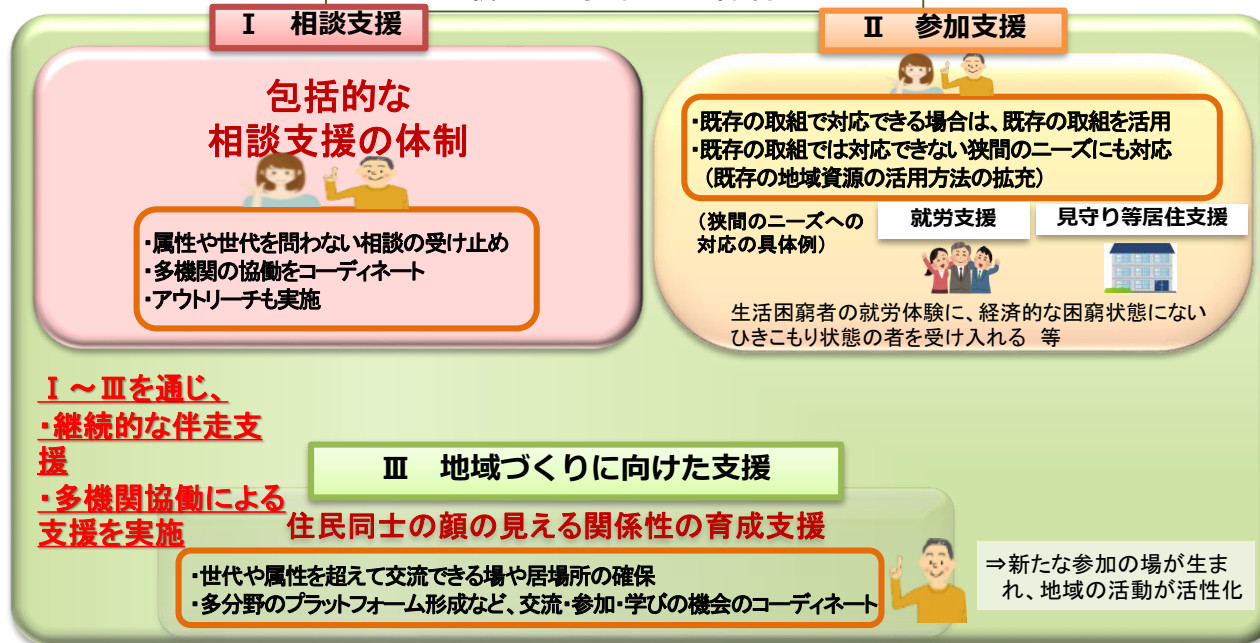
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

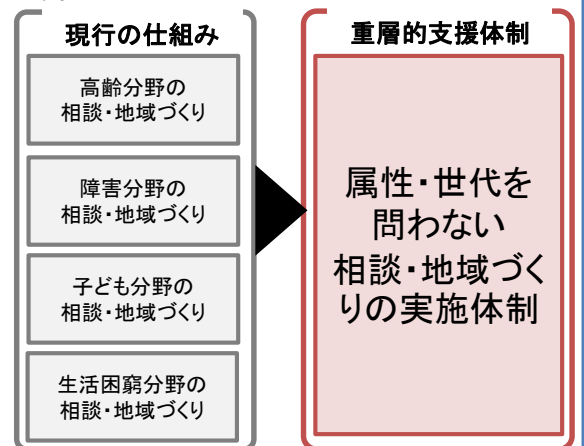
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業とは（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

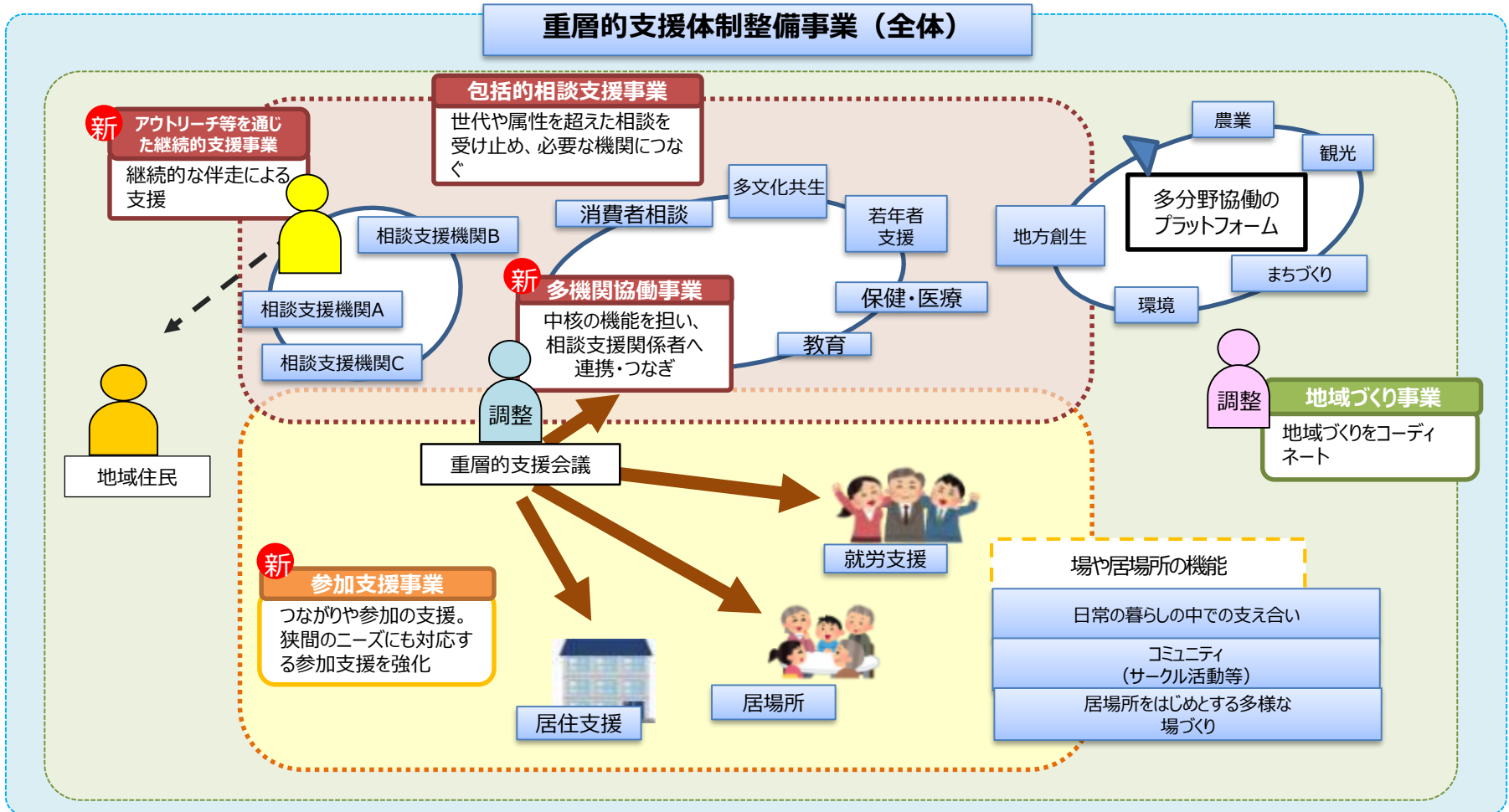
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

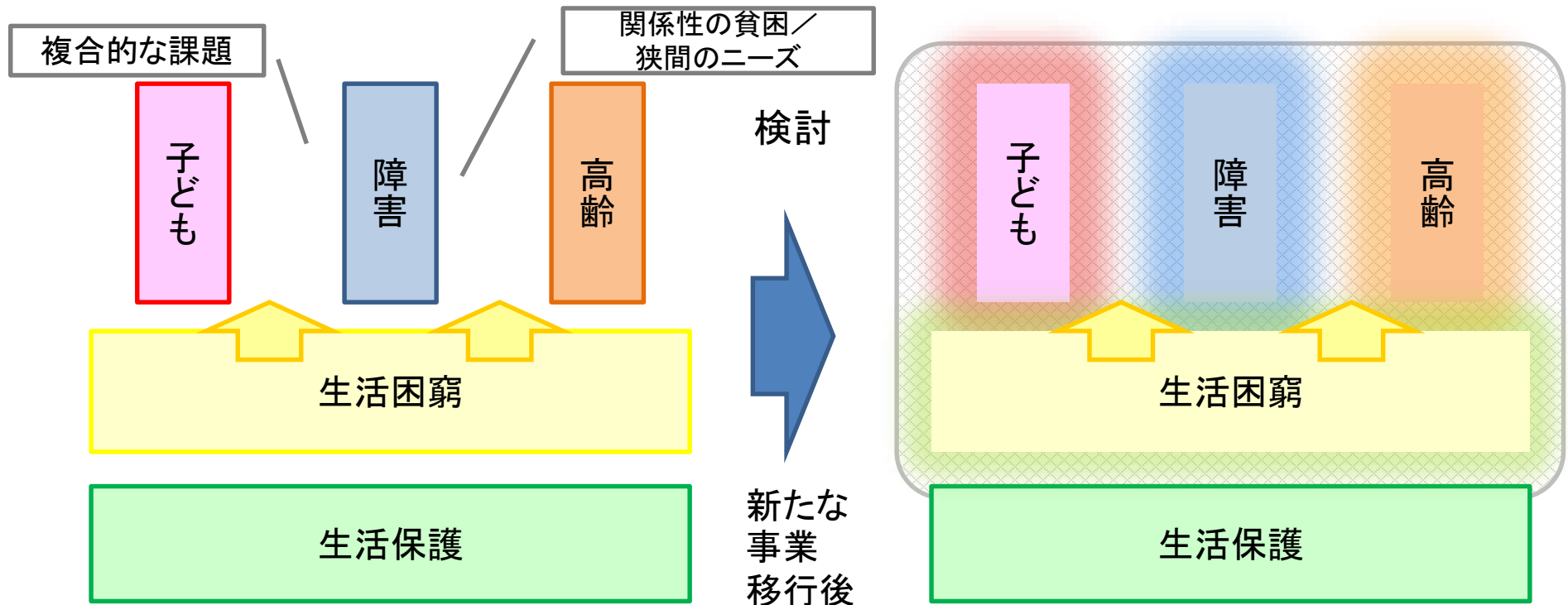
重層的支援体制整備事業 実施イメージ

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。

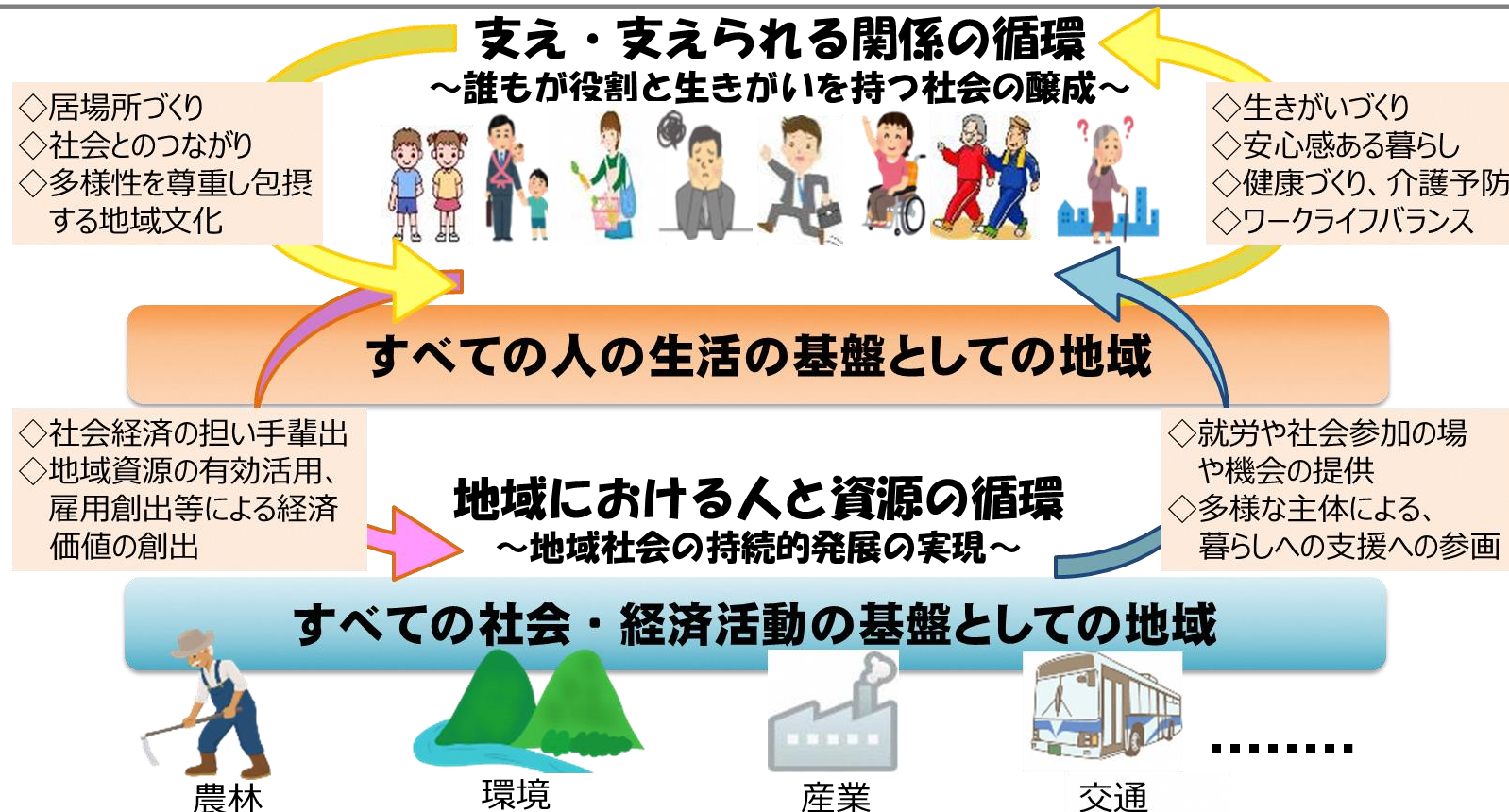


- 地域共生社会とは？
- 重層的支援体制整備事業の概要
- 成年後見利用促進に係る取組との連携

重層的支援体制整備事業と成年後見利用制度促進の取組の関係性について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は・・・

- 地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するものである。



- 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を進めることは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。
- 特に、**成年後見制度利用促進に係る取組と連携することで、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施**にもつながる。

重層的支援体制整備事業と成年後見利用制度促進の取組の連携による効果のイメージ

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円
(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200~250か所)
補助率：3/4

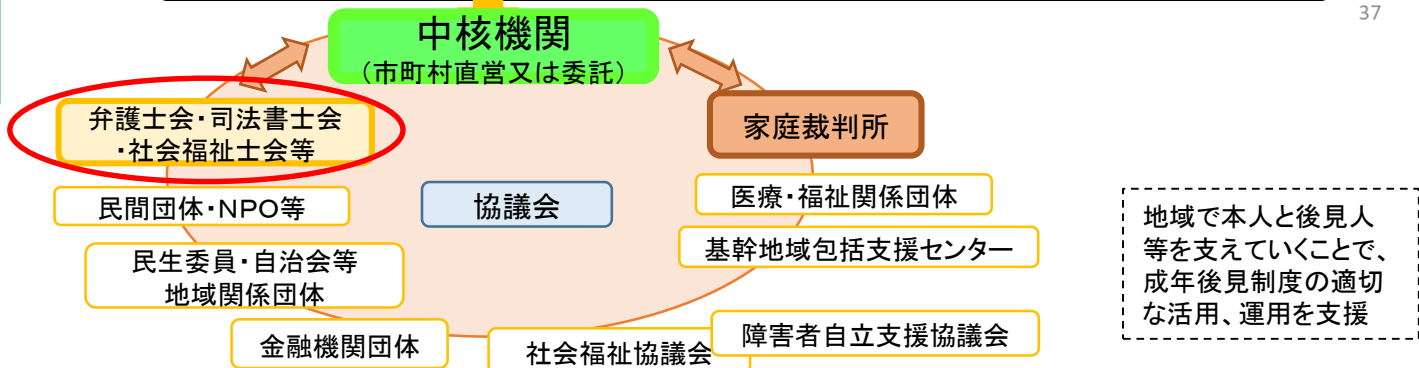
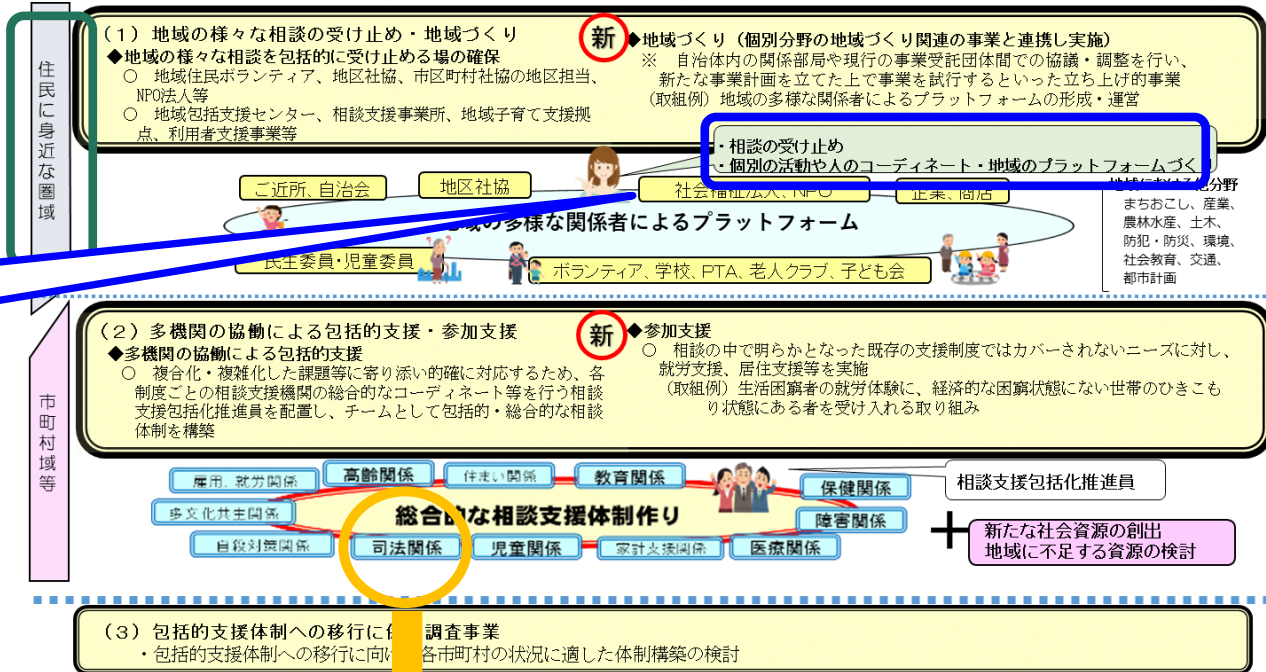
相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題が地域には潜在している
(※法的課題整理、権利救済や権利行使の支援、意思決定の支援が必要なケースなど)

早期に「権利擁護支援」の必要性(法律的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

◎当事者主体の早期対応をしていくことで、本人の財産を活用しつつ、その人らしい生活の継続、地域生活の継続が可能に。
◎支え合う住民も、安心して生活することができる

◎地域や住民の権利擁護支援の意識の醸成等
◎相談を受け止める場で明らかになった権利擁護支援のニーズに寄り添いつつ、中核機関へつなぐ



地域で本人と後見人等を支えていくことで、成年後見制度の適切な活用、運用を支援

出典：令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」報告書の内容を基に一部加工

市と社協の協働による包括的支援の実施と中核機関の運営（愛知県・豊田市）

<自治体概要>

人口：421,765人（令和3年3月1日）

面積：918.3km²

高齢化率：23.6%（令和3年3月1日）

<中核機関>

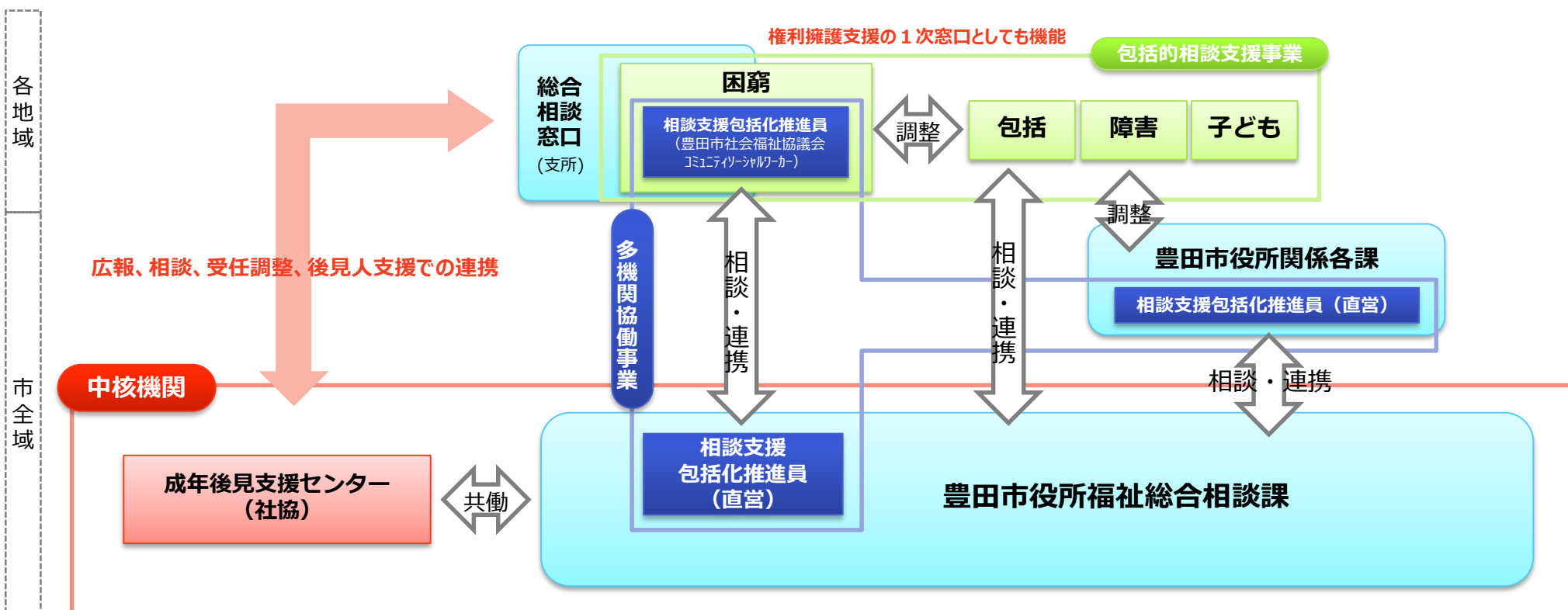
設置方法：単独

運営方法：直営 + 委託

運営主体：自治体・社会福祉協議会

<ポイント>

- 豊田市では、中核機関を、市役所（相談支援包括化推進員を兼務）と、成年後見支援センター（市社会福祉協議会に委託）が共働して運営。
- 市町村計画において、権利擁護支援の1次窓口として、総合相談窓口や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所（包括的相談支援事業を実施）を位置付けている。
- 多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を、市役所の関係各課及び社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、中核機関でもある市役所福祉総合相談課といった多機関に配置していることで、権利擁護支援においても多岐にわたる連携・調整をスムーズに実施することが可能。



福祉総合相談センター・虐待防止・中核機関の一体的整備（山口県・宇部市）

<自治体概要>

人口：163,132人（令和3年1月1日）

面積：286.7km²

高齢化率：33.2%（令和3年1月1日）

<中核機関>

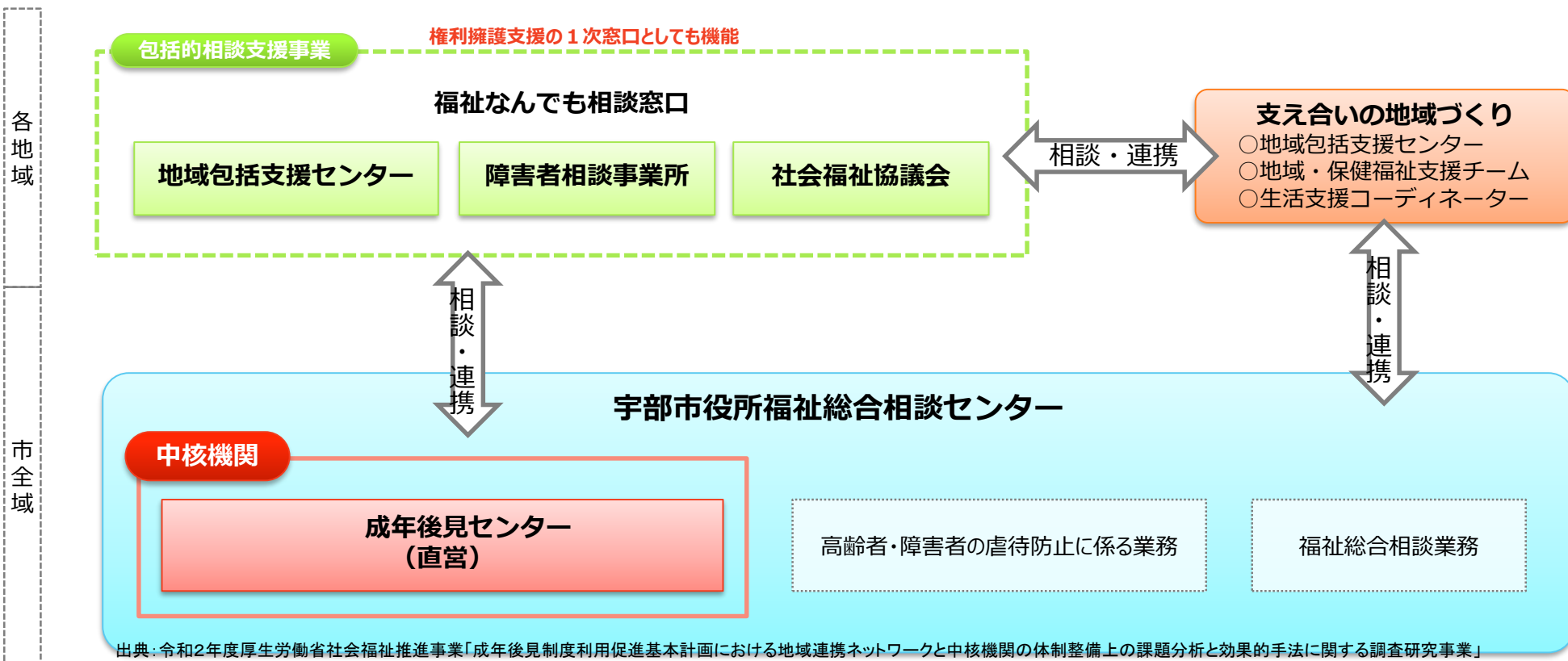
設置方法：単独

運営方法：直営（総合相談）

運営主体：自治体

<ポイント>

- 宇部市では、地域福祉・指導監査課内に福祉総合相談や虐待防止等の業務を担う「福祉総合相談センター」を設置。このセンター内には、直営の成年後見センターが中核機関として設置されている。
- 各地域15箇所に配置された「福祉なんでも相談窓口」等が、包括的な相談対応の中から、権利擁護支援のニーズをキャッチし、成年後見センターにつないでいる。
- 成年後見センターが設置されている福祉総合相談センターでは、虐待防止の担当も配置（一部、成年後見センターの職員との兼務あり）されているため、金銭搾取やセルフネグレクトといった対応の際に、迅速かつ適切に成年後見制度を利用することができ、本人の権利の保護を図ることが進めやすい。



重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

(令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の概要)

通知の趣旨

- 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。
- これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるもの。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるもの。
- そこで、両者の積極的な連携を進めるため、連携に当たっての基本的な考え方や取組例を示したもの。

連携に当たっての基本的な考え方

- 連携の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、以下により日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内で協力体制を構築することを提示
 - ・両者の制度を理解するための研修の実施
 - ・連絡調整担当者の設置
 - ・定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など
- 連携を進める際の留意点として、個人情報について本人からの同意を得ることなどの取扱いを提示

具体的な連携取組例

以下のそれぞれについて、基本的な考え方や対応例等を提示

- 多機関協働事業者と中核機関の連携
- 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等
- 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

第二期成年後見制度利用促進基本計画における重層的支援体制整備事業の記載について

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

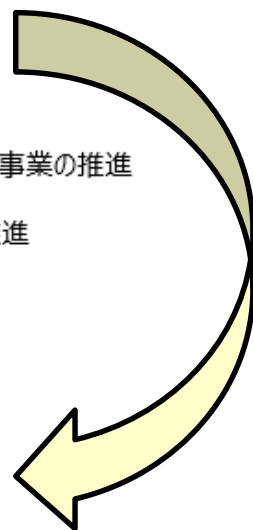
- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
－ 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－ 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) **包括的・多層的な支援体制の構築**

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進



重層的支援体制整備事業についての記載

II 3(4)④ 国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

- ・ 国は、市町村が包括的な地域連携ネットワークづくりを効果的に進めることができるよう、例えば、以下のような**重層的支援体制整備事業と連携した取組を進める。**
- ・ 市町村が、**成年後見制度利用促進の取組と重層的支援体制整備事業を連携して実施する際の留意点の明示。**
- ・ **権利擁護支援ニーズにも対応した、包括的な相談対応、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくりの好事例の収集。**
- ・ 重層的支援体制整備や地域連携ネットワークづくりに関わる**好事例等の市町村の関係部局に情報提供。**
- ・ 国は、都道府県が権利擁護支援の体制づくりを効果的に進めることができるよう、成年後見制度利用促進などの権利擁護支援に関する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す。
- ・ 国は、今後、**重層的支援体制整備事業の実施状況等を勘案しつつ、その見直しを検討する際には、市町村や都道府県による権利擁護支援の取組状況等も踏まえた当該事業の効果的な取組方策を検討する。**

參考資料

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鱒ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市	
岩手県	盛岡市	神奈川県	立川市	滋賀県	御浜町	山口県	宇部市
	遠野市		狛江市		長浜市		長門市
	矢巾町		西東京市		守山市		高松市
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市
秋田県	能代市	富山県	茅ヶ崎市	大阪府	野洲市	愛媛県	宇和島市
	大館市		逗子市		高島市		高知市
	湯沢市		富山市		米原市		中土佐町
	由利本荘市		氷見市		竜王町		大牟田市
山形県	山形市	石川県	金沢市	福岡県	佐賀県	熊本県	大津町
福島県	福島市	福井県	小松市				八女市
	須賀川市		越前市				糸島市
茨城県	古河市	山梨県	坂井市				高石市
	東海村	長野県	甲州市	東大阪市	佐賀市		
栃木県	栃木市	岐阜県	飯田市	大阪狭山市	大分県	宮崎県	津久見市
	市貝町		伊那市	阪南市			中津市
	野木町		岐阜市	太子町			津久見市
群馬県	太田市	静岡県	関市	兵庫県	姫路市	大分県	竹田市
	みどり市		函南町		尼崎市		杵築市
	上野村		岡崎市		芦屋市		都城市
	玉村町		春日井市		加東市		日向市
埼玉県	川越市	愛知県	豊田市	奈良県	和歌山県	※134自治体	うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体
	狭山市		稲沢市				
	草加市		東海市	鳥取市	米子市		
	越谷市		大府市	智頭町	北栄町		
	桶川市		知多市	鳥取県	鳥取市		
	ふじみ野市		豊明市				
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				